



大学生等の消費生活相談の状況 (令和7年度京都府)



(掲載内容は、令和8年8月現在のものです)

1. 令和7年度(京都府)における、大学生等※に多い消費者トラブル

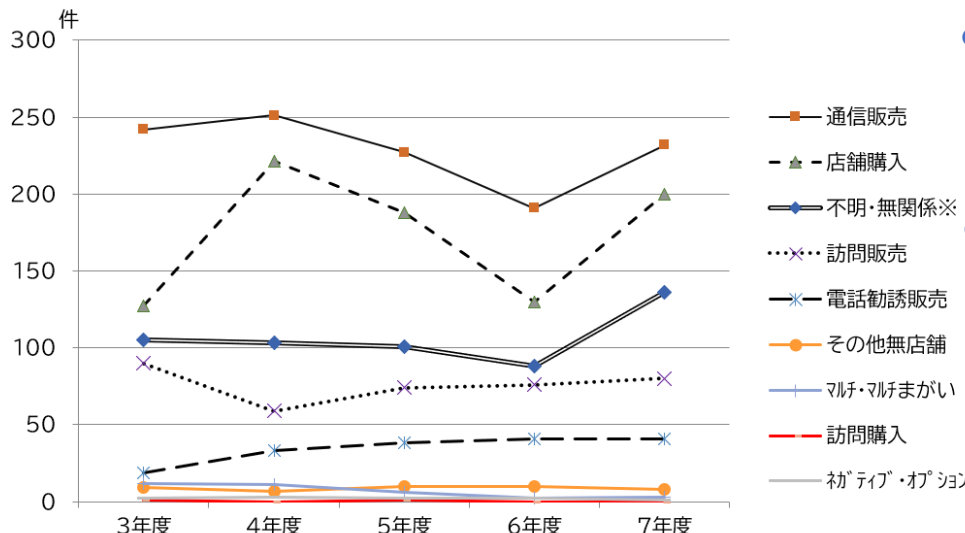
※大学生・大学院生・その他の学生(小学生・中学生・高校生以外の学生すべて)を含みます

- 令和7年度には、701件の相談がありました。(前年度比130%)
- **賃貸住宅**や**電気契約**などの**住まい**、**脱毛**や**化粧品**などの**美容**、**開錠**や**不用品回収**などのサービス、**就活サポート**や**副業**等に関する相談が、多くなっています。

【商品・サービス別相談件数(商品・役務別 上位10位)】

順位	項目	主なもの	件数
1	集合住宅	賃貸住宅退去時の費用負担 等	83
2	理美容	脱毛サロン の解約・返金 等	77
3	役務その他	鍵開錠サービス 、 不用品回収 、申請代行 等	48
4	教室・講座	就活サポート 、起業に関する講座、 ビジネスセミナー	43
5	他の教養・娯楽	オンラインゲーム、スポーツジム 等	34
6	商品一般	クレジットカード・電子決済の不正利用 等	30
7	電気	訪問販売・電話勧誘での 電気契約	29
8	医療	医療脱毛 、美容医療 等	24
9	化粧品	美容液 等	22
9	自動車	レンタカー 等	22
10	内職・副業	副業情報商材 、 副業サポート 等	19

2. 過去5年間ににおける大学生等の販売・購入形態別の相談件数



- ネット等による「**通信販売**」(33%)が最も多く、次に**脱毛サロン**等「**店舗購入**」(29%)の相談が多くなっています。
- また、電気・ガス契約等「**訪問販売**」は、他の世代(30~60歳代)に比べて、20歳代からの相談が多い販売形態です。

通信販売(ネット通販など)
クーリング・オフできません
(返品については、返品特約によります)

◆京都府消費生活安全センター◆

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階

(事務専用 TEL)075-671-0030

(消費生活相談)075-671-0004(平日 9 時~16 時)



(平日 9 時~17 時)



HP



お近くの消費生活センター
につながります

～大学生等に多い消費者トラブル 3選～

1位 賃貸住宅の相談事例

【事例】賃貸住宅(退去時の原状回復) 契約当事者年齢:20歳 請求金額:約20万円

2年間住んだ賃貸住宅の退去の際に、床の傷と壁紙の汚れを指摘され、原状回復費用として約20万円を請求された。入居する際にリフォームしたのかは覚えていないが、高すぎると思う。

～相談員からアドバイス～

- ・ 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、わからないことがあれば確認しましょう。
禁止事項や修繕に関する事項のほか、ハウスクリーニング費用はどちらが負担するのかなど、退去する際の費用負担に関する事項も必ず確認しましょう。
- ・ 入居時には、室内の写真を撮って住宅の状況を記録しましょう。
- ・ 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

※賃貸住宅における「原状回復」とは…

借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズや汚れ等、また、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷等を元に戻すことです。原則として、通常損耗・経年変化・借主に責任がない損傷は含まれません。

※国土交通省作成「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になります。

(ガイドラインと異なる内容の特約であっても、契約後は原則有効となりますが、もし何らかの問題がある場合は、ガイドラインを参考に話し合いをしましょう。)



入居中、鍵の紛失やトイレ・水漏れのトラブル等が起こった時、ネットで探した安い事業者に依頼して事業者とトラブルとなった相談も多くみられます。まずは、管理会社や大家等に連絡しましょう。

2位 理美容の相談事例

【事例】脱毛サロン 契約当事者年齢:19歳 契約購入金額:約69万円

3年間で12回の全身脱毛コースと永久メンテナンスを契約していたが、事業者が倒産し、施術を受けられなくなった。事業者に解約したいとメールしたが返信がない。毎月信販会社への支払いが続いている。

～相談員からアドバイス～

- ・ 長期間にわたる契約は、「解約しなければならないとき」も想定して検討しましょう。心配なときは、都度払いができるコースやエステ店を選択するのも一つです。
- ・ 契約する際は、契約書面で、有償となる期間や回数、料金の内訳や1回当たりの単価などを必ず確認し、書面を保管しましょう。



3位 役務その他の相談事例

【事例】不用品回収 契約当事者年齢:22歳 契約購入金額:約21万円

引っ越しのため、ネットで見つけた不用品回収業者に依頼した。ネット広告には「2万円から」と記載されていたのに、21万円請求された。

～相談員からアドバイス～

- ・ 広告や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。
- ・ 作業後の料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- ・ 広告等の表示額と作業後の請求額が大きく異なる場合、クーリング・オフできる可能性があります。



気になる最近の相談事例

【事例】無人のスポーツジム等の無料体験やお試しプラン終了後に、自動的に通常プランに更新されており、会費が引き落されていた。

【アドバイス】解約が必要なことを認識していなかったケースがみられます。契約時に、解約時(休会時・退会時)の連絡先や精算方法、プランの期間等自動更新の有無等について確認しましょう。